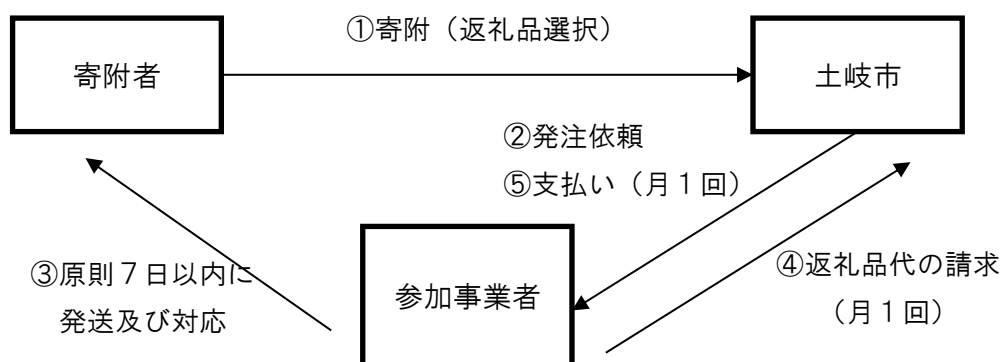


土岐市ふるさと応援寄附金返礼品贈呈事業参加事業者募集要項（一般募集）

1. 目的

土岐市及び地元事業者の知名度の向上並びに市内産業の活性化に寄与することを目的として、地元事業者の協力により、ふるさと応援寄附金返礼品贈呈事業を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の流れ



3. 対象事業者

- (1) 市内に本社、支社、事業所又は工場を有する法人又は個人事業主
- (2) 申込時に市税に滞納がないこと
- (3) 役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと

4. 返礼品について

(1) 要件

- ① 市の魅力を伝えられるもの又は市のPRにつながるものであること。
- ② 市内で生産、製造、加工、栽培されたもの、市内で生産された原材料を主に使用したもの、又は市内で提供される体験やサービスであること。
- ③ 金銭類似性の高いもの、又は資産性の高いものでないこと。
- ④ 配送に耐えうるものであること。
- ⑤ 飲食物等の場合は、発送日から3日以上賞味期限が保証されていること。
- ⑥ 受注生産での対応が確実にできるものであること。
- ⑦ 寄附者の需要が見込めるものであること。

(2) 価格

送料を除き、本体価格、梱包料、消費税、その他必要な経費を含めた費用を提供価格とする。提供価格は、3,000円相当以上とする。寄附金額は、提供価格に基づき、市が定めます。

(3) 配送について

送料は、市が負担し、市が契約した配送業者を經由して発送する。例外的に、事業者が発送する場合は、配送状況を確認できる配送サービスを利用すること。

5. 申込方法

次のとおり提出すること。

(1) 申込書類

- ① 土岐市ふるさと応援寄附金返礼品贈呈事業参加申込書（様式第1号）
- ② 返礼品シート
- ③ 返礼品の画像
- ④ 企業案内、返礼品送付時に同封する予定の商品パンフレット等

(2) 提出先

土岐市役所産業振興課 地域資源活用推進係

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101

電話：0572-54-1111（内線316）

メール：furusato@city.toki.lg.jp

(3) 提出方法

メールまたは郵送

6. 参加事業者の審査

申込内容や企業活動等を総合的に審査し、結果を土岐市ふるさと応援寄附金返礼品贈呈事業参加承認（不承認）通知書（様式第2号）にて申込者に通知する。

7. 参加の取り下げ

参加事業者は、事業への参加を取り下げようとするときは、取り下げる3か月前までに書面により申し出ること。

8. 参加の取り消し等

市長は、次に掲げる事項に該当する場合には、参加事業者の承認及び返礼品の承認を取り消すことができる。

- (1) 本要項に反する行為があった場合
- (2) 市及び寄附者に損害を及ぼす行為があった場合
- (3) 1年を通じて、一度も発注がない返礼品

9. 返礼品の

参加事業者は、返礼品の追加、変更又は取下げを希望するときは、土岐市ふるさと応援寄附金返礼品（追加・変更・取下げ）申請書（別記様式第3号）を提出すること。

市長はこれを審査し、結果を土岐市ふるさと応援寄附金返礼品（追加・変更・取下げ）承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により通知する。

10. 返礼品にかかる費用の請求手続き

返礼品の発送実績等を月ごとに取りまとめ、書面により、発送月の属する月の翌月の10日までに市長に報告するとともに、返礼品代金等を請求すること。

11. 委託等の禁止

参加事業者は、事業の実施（配送を除く。）を第三者に依頼し、又は請け負わせてはならない。また、参加事業者は、事業の参加に係る権利及び義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

12. 個人情報の取扱い

当事業に係る業務を処理するために提供を受けた個人情報、返礼品の送付以外の目的では使用せず、適切な取扱いに十分に留意すること。参加事業者でなくなった後においても同様とする。

1 3. その他留意事項

参加事業者は、次に掲げる事項を承諾するものとする。

- (1) 参加事業者は、返礼品の指定の通知を受けたときは、通知を受けた日から7日以内に寄附者へ返礼品を発送すること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この期限を延長することができる。
(収穫、製造の時期が限定される返礼品については、その収穫、製造の時期に発送すること。)
- (2) 参加事業者は、提供する返礼品を変更してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (3) 返礼品の提供に係る事故又はトラブルに関しては、速やかに市に報告するとともに、参加事業者において適正に処理すること。品質等による補償やクレーム対応について、市は一切責任を負わない。
- (4) 参加事業者は、市のホームページ及び市が委託したポータルサイトへの商品掲載について、必要な協力を行わなければならない。なお、掲載内容や位置については市が決定する。

お問い合わせ先 土岐市 産業振興課 地域資源活用推進室
電 話：0572-54-1111(内線316)